

# 賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。  
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

### MENU1

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

### MENU2

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

### MENU3

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

PICK UP!

## 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

### 検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・ 加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



# 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

## CASE1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を発揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

**COMPANY PROFILE** > ●本社所在地:東京都台東区駒形  
企業プロフィール > ●従業員数:833名(2022年4月現在)



## CASE2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めていた年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

**COMPANY PROFILE** > ●本社所在地:長野県岡谷市  
企業プロフィール > ●従業員数:34名(2022年12月現在)



## 主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ  
助成金

3

働き方改革  
推進支援センター

その他にも  
様々な支援策を  
ご用意

### ▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます!

お申込みは  
こちら >



# 派遣労働者を受け入れる際に注意すべきポイント

## (同一労働同一賃金関係)

派遣労働者を受け入れる際には、派遣元（派遣会社）だけでなく、派遣先も派遣労働者の公正な待遇の確保のために行わなければならない対応があります。

特に同一労働同一賃金を遵守していただくために、以下のポイントに留意してください。

## 1 派遣先が行わなければならない対応

### (1) 派遣元への比較対象労働者の待遇などに関する情報提供

**情報提供※1をせずに、派遣元と労働者派遣契約を締結することはできません。**

労働者派遣契約を締結する前に、派遣元に対し、**比較対象労働者の待遇等に関する情報**を提供しなければなりません。

また、派遣元が派遣労働者の公正な待遇を確保できるよう、派遣料金の配慮義務があります。

※1 待遇決定方式※2によって提供する情報が異なります。

※2 裏面2を参照ください。

**比較対象労働者の選定※** 次の①～⑥の優先順位で「比較対象労働者」を選定します

※労使協定方式の場合、選定は不要です

- ① 「職務内容」と「職務内容と配置の変更範囲」が同じ通常の労働者
- ② 「職務内容」が同じ通常の労働者
- ③ 「業務内容」または「責任の程度」が同じ通常の労働者
- ④ 「職務内容と配置の変更範囲」が同じ通常の労働者
- ⑤ ①～④に相当するパート・有期雇用労働者  
(短時間・有期雇用労働法等に基づき、派遣先の通常の労働者との間で**均衡待遇**が確保されていることが必要)
- ⑥ 派遣労働者と同一職務の通常の労働者を新たに雇い入れたと仮定した場合の当該労働者  
(派遣先の通常の労働者との間で**適切な待遇**が確保されていることが必要)

**「待遇等に関する情報」とは** 待遇決定方式別に以下の情報を提供します

**【派遣先均等・均衡方式】の場合：**比較対象労働者に関する以下の事項

- ① 職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲と雇用形態
- ② 選定理由
- ③ 待遇の内容（昇給、賞与などの主な待遇がない場合には、その旨を含む）
- ④ 待遇の性質と目的
- ⑤ 待遇決定に当たって考慮した事項

**【労使協定方式】の場合：**

- ① 業務に必要な能力を付与するための教育訓練
- ② 福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室）の利用



## (2) 教育訓練の実施・福利厚生施設の利用機会の付与・情報提供

### 教育訓練の実施

派遣元の求めに応じて、派遣労働者に対しても業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を実施するなどの義務があります。

### 福利厚生施設の利用機会の付与

派遣先の労働者が利用する福利厚生施設に関して以下の対応が必要です。

派遣先の労働者が利用する福利厚生施設	派遣先に課される義務
食堂、休憩室、更衣室	利用の機会を与える義務
物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設などの施設	利用に関する便宜供与を講ずるよう配慮する義務

### 情報提供

派遣元の求めに応じて、派遣先の労働者に関する情報、派遣労働者の業務遂行状況などの情報を提供するなど必要な協力をするように配慮する義務があります。

## 2 待遇決定方式について

派遣元で、以下のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の公正な待遇を確保します

派遣先均等・均衡方式	派遣先の通常の労働者※との均等・均衡待遇
労使協定方式	一定の要件を満たす労使協定による待遇

※無期雇用フルタイムで勤務する労働者

### 派遣先均等・均衡方式

均等待遇	①職務内容※ <sup>1</sup> 、②職務内容・配置の変更範囲※ <sup>2</sup> が同じ場合、差別的取扱いを禁止
均衡待遇	①職務内容※ <sup>1</sup> 、②職務内容・配置の変更範囲※ <sup>2</sup> 、③その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止

※1 職務内容とは、「業務の内容」+「責任の程度」をいいます。

※2 職務内容・配置の変更範囲とは、「人材活用の仕組みや運用等」をいいます。

### 労使協定方式

労使協定は派遣元で締結されますが、派遣先が実施する業務に必要な教育訓練や、利用機会を与える食堂・休憩室・更衣室は、派遣先の通常の労働者との均等・均衡が確保される必要があります。

### その他の規定について

このリーフレットの内容は派遣労働者の同一労働同一賃金についての規定の一例で、派遣先として対応すべき内容の全てを網羅したものではありません。

必要な情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。



ご不明な点は、お近くの都道府県労働局へお問い合わせください

令和  
6年4月~  
施行



トラック運転者の

事業者の皆さん  
ご存じですか？

# 改善基準告示が 改正されました！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



## 1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間

最大: 3,400時間

## 1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間

最大: 320時間

改正後

原則: 284時間

最大: 310時間

## 1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を  
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp>

● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



詳しくは  
裏面へ



# トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されました。



令和6年4月より施行予定です。

1年・1か月の拘束時間	<b>1年：3,300時間以内</b> <b>1か月：284時間以内</b>	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内 ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	<b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)</b>	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※6)</sup> 、16時間まで延長可(週2回まで) ※6：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b>	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※6)</sup> 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	<b>2日平均1日当たり：9時間以内</b> <b>2週平均1週当たり：44時間以内</b>	
連続運転時間	<b>4時間以内</b> 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回概ね連続10分以上、合計30分以上) <b>10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</b>	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)及び連続運転時間から除くことができる <sup>(※7, 8)</sup> 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※7：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと</li> <li>● 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと</li> <li>● 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと</li> <li>● 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</li> </ul> ※8：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
特例	<b>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 分割休息は1回3時間以上</li> <li>● 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上</li> <li>● 3分割が連続しないよう努める</li> <li>● 一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度</li> </ul>	
	<b>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)</b> 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※9の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、11時間の休息期間を与えることが必要)</li> <li>● さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可</li> </ul> ※9：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。	
	<b>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)</b> 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、拘束24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない。	
	<b>フェリー</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない)。</li> <li>● フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される。</li> </ul>	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。(注2)本表は、改善基準告示のほか関連通達(令和4年基発 第号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



# STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因**  
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善**に向けて  
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、  
ぜひ**前向きに検討**をお願いします。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

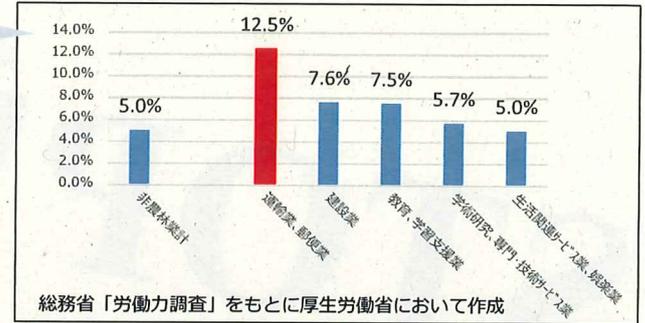
# 道路貨物運送業の実態

**⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多**

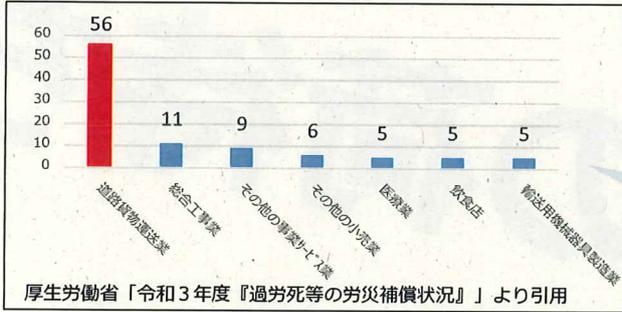
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合\* (上位業種)

\* 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数 (上位業種)



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示\*が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

\*自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (平成元年労働省告示第7号) トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

**⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難**



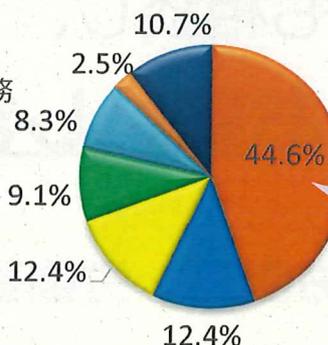
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合 (R4.11.30時点)

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は違反原因行為\*が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

\* 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

# 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

## 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08))

### 改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。



## 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

## 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

# 「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

**荷物の受け取り先**



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

**中小企業**



いえいえ。  
**荷主**というのは、荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。また、**会社の規模**など関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日  
(事業完了期限：令和5年3月31日)

## 業務改善助成金（通常コース）とは

事業内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

業務改善助成金  
を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。  
この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

## 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者 A
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、＜特例事業者＞（裏面参照）が対象です。

### 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

- ・ ( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合
- ・ 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

### 助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを  
事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って  
事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 対象となる事業者

一般事業者：次のどちらにも該当する事業場

- ① 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場  
また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ① 事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ② 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③ 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

一部の  
特例事業者は  
助成対象経費が  
拡大されます！

## 助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

### 生産性向上に資する設備投資

- ・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。 B

### 関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



#### <生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

#### 関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



## 注意事項・お問い合わせ

### 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

#### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



業務改善助成金 検索

# パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに…  
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの？

基本給

賞与  
(ボーナス)

食堂・休憩室  
等の利用機会

各種手当

教育訓練

etc…



不合理な待遇差について、何も対策をしない場合  
裁判で法違反と判断される可能性もあります。



同一労働同一賃金

検索



「働き方改革推進支援センター」が  
そんなお悩みをサポートします！

▶ 裏面へ

# 働き方改革推進支援センター 利用してみませんか？



## 来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00



## メール相談

メールでの相談も承ります。



## 企業への訪問相談サービス

専門家が、会社に訪問もしくはオンラインで相談を承ります。



## セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



## 助成金の活用相談

キャリアアップ助成金を活用しての、パートタイマー、アルバイト、契約社員の待遇の相談も承ります。



働き方改革推進支援センター

(電話番号、メールアドレスは事業所の所在地の都道府県名をクリックしていただけますとご覧になれます。)

働き方改革推進支援センターでは、キャリアアップ助成金について「正社員化コース」や「賃金規定等改定コース」といった5種類のコースから、各企業に合わせたコースをご紹介します。

## キャリアアップ助成金とは

### 例：「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

※ すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を改定する場合の他、雇用形態別や職種別などの区分で一部の賃金規定等を改定する場合も助成を受けられます。

<助成額（労働者1人あたり）>

企業規模	賃金引上げ率	3%以上 5%未満	5%以上
	中小企業		5万円
大企業		3万3,000円	4万3,000円

> 令和4年度補正予算にて、上記の助成額に拡充を予定しています。内容については、変更となる可能性があります。

全国47都道府県にあるセンターでは、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています。

利用者の声 【事業内容：飲食業 従業員：83人（山梨県）】

従業員が納得感をもって働ける環境が整備でき、不平や不満も最小限になってきている。給与や労務関係の担当者もこれまで曖昧になっていた待遇面での問題が解決され、管理スキルが上がってきた。これからも、従業員の意見に耳を傾け、よりよい労働環境にしていきたい。



詳しくは

働き方改革推進支援センター

検索